

令和 8 年度「家庭読書週間」実施要領（案）

1 目的

更なる子どもの読書活動の定着に向けて、家庭内で読書活動を習慣づけてもらえるよう、家庭で子どもとその家族が共に読書活動に取り組み、子どもの読書活動に関心や理解を深めてもらうことを目的に実施します。

2 実施期間

令和 8 年 4 月から翌年 3 月の毎月 23 日を含む日曜日から土曜日の 1 週間¹

	実施期間		実施期間
4 月	4 月 19 日(日)～4 月 25 日(土)	10 月	10 月 18 日(日)～10 月 24 日(土)
5 月	5 月 17 日(日)～5 月 23 日(土)	11 月	11 月 22 日(日)～11 月 28 日(土)
6 月	6 月 21 日(日)～6 月 27 日(土)	12 月	12 月 20 日(日)～12 月 26 日(土)
7 月	7 月 19 日(日)～7 月 25 日(土)	1 月	1 月 17 日(日)～1 月 23 日(土)
8 月	8 月 23 日(日)～8 月 29 日(土)	2 月	2 月 21 日(日)～2 月 27 日(土)
9 月	9 月 20 日(日)～9 月 26 日(土)	3 月	3 月 21 日(日・祝)～3 月 27 日(土)

3 対象とする者

中野市内に在住する子どもとその家族、子ども読書関係機関²

4 実施方針

(1) 家庭での取組について

「家庭読書週間」の期間中は、子どもが家庭で本に親しめるよう、家族が一緒になり読書や読み聞かせをして家族で本に親しむよう努めます。

(2) 子ども読書関係機関での取組について

「家庭読書週間」の期間中は、子どもとその家族が家庭で本に親しめるための施策を実施するよう努めます。

5 中野市子ども読書活動推進連絡会議が行う事業

中野市子ども読書活動推進連絡会議では、家庭での読書活動を進められるよう、次の事業を実施します。

- ・文字放送、ライブビジョン等を利用した啓発活動
- ・市公式ホームページへの記事掲載による啓発活動
- ・啓発チラシの配布

¹ 実施期間は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成 13 年法律第 154 号）第 10 条で毎年 4 月 23 日が「子ども読書の日」と定められていることにちなんで定めている。

² 子育て支援センター・児童センター・放課後児童クラブ・子育て支援拠点施設、幼稚園・保育所・認定こども園、小・中学校、市立図書館を指す。